

水痘(みずぼうそう)ワクチンの接種を受けられる方へ

～ 予防接種に欠かせない情報です。予防接種を受ける前に必ずお読みください。～

1. 水痘について

水痘は、「みずぼうそう」とも言われ、水痘・带状疱疹ウイルスによる急性の感染症です。水痘は感染力が強く、通常は約2週間の潜伏期間を経て、発熱に加えて典型的な皮疹が出現します。子どもの場合は、一般的には発熱はそれほど高くなく、軽症で治癒します。しかし、中には二次性細菌感染症や肺炎、脳炎などの重篤な合併症を引き起こし、重症化し入院が必要となったり、まれに死亡することがあります。成人では水痘そのものが重症化しやすいと言われており、十分な注意が必要です。また、皮疹が痂皮化するまで1週間～10日程度かかり、その間感染予防のため注意が必要です。患者だけでなく家族や周囲の人たちの生活にも大きな負担を強います。

2. 水痘ワクチンの効果

水痘ワクチンの免疫獲得率は高く、ワクチン接種を受けた人の90%以上が免疫を獲得できるといわれています。1回の水痘ワクチン接種で、重症水痘は大部分予防できると言われています。また、2回接種すると、さらに免疫獲得率は高くなると言われています。免疫の持続期間については獲得した免疫の状況やその後の周りでの流行の程度によって異なります。

3. 水痘ワクチン予防接種の受け方

下表のとおり接種してください。

区 分	対象者	標準的な接種期間	接種間隔・接種回数
1回目	1歳から3歳に至るまでの間にある者	1歳から1歳3か月に至るまでの間	1回
2回目		1回目接種終了後6か月から12か月までの間隔をおく	1回目終了後3か月以上の間隔をおいて、1回

☆ 過去に水痘にかかったことがある人は、水痘の定期予防接種対象外です。

4. 予防接種の副反応について

副反応としては、まれにワクチンの接種直後から翌日に発疹、じんましん、紅斑、かゆみ、発熱などがみられることがあります。全身症状として、接種後1～3週間ごろに発熱、発疹がみられることがありますが、通常、数日中に消失します。また、带状疱疹になることがありますが、ワクチン接種を受けない場合とくらべて、同じか低い程度です。局所症状として発赤、腫脹、硬結などがみられることがあります。まれに、重い副反応として、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、口唇浮腫、喉頭浮腫など）や急性血小板減少性紫斑病（接種後数日から3週間ごろに紫斑、鼻出血、口腔粘膜出血など）がみられることがあります。

5. 予防接種不適当者(次の方は接種を受けないでください。)

- (1) 明らかに発熱している(通常は37.5℃を超える場合)または、重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (2) 重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) このワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシー(通常接種を受けた後、30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことが明らかな方
- (4) その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいと判断された方

6. 予防接種要注意者(次の方は接種を受ける前に、医師にご相談ください。)

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- (2) 風邪などのひきはじめと思われる方
- (3) 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- (4) 薬の投与または食事で皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある方
- (5) 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方
- (6) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは先天性免疫不全症と診断された近親者がいる方
- (7) このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方
- (8) 家族、友人、クラスメイトの間に麻疹(はしか)、風しん、おたふくかぜ、水痘などの病気が流行しているときで、まだその病気にかかったことがない人

7. 予防接種後の注意・副反応(接種後は以下の点に注意してください。)

- (1) 予防接種を受けた後しばらく(30分間程度)は、アレルギー反応がおこることがありますので、接種した医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) 接種後、2～3週間は副反応の出現に注意しましょう。副反応が出現した場合は、速やかに接種した医師の診察を受けてください。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。発熱などもなく、体調がよければ、接種当日の入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつもどおりの生活で結構です。
- (5) このワクチンの接種を受けた後、違う種類のワクチンの接種を受ける場合には、27日以上の間隔をおく必要があります。

8. 予防接種健康被害救済制度

重篤な副反応が出現する頻度は極めて稀ですが、みなさんが安心して予防接種が受けられるように、予防接種法では健康被害救済制度がもうけられています。

健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審議会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合は、法に基づく健康被害給付の対象となります。

お問い合わせ先 守口市健康推進課(市民保健センター3階)

☎ 06-6992-2217